

令和 2 年度当初予算編成方針

1 日本経済の状況と国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「第 2 次安倍内閣が発足した 2012 当時、我が国は、経済の低迷やデフレに苦しみ、成長力の低下やグローバル競争の激化をはじめ、その取り巻く経済環境の厳しさが増す中で、国民の間では、閉塞感や先行きの不透明感が強まる状況に陥っており、まずは経済再生を最優先の政策課題に捉え、アベノミクスを強力に推進し広く展開することにより、こうした局面を打開することに成功した」とされています。

このような現状の中、今後の経済財政運営として、アベノミクスの推進がもたらした経済の好循環を更に持続・拡大させていくこと、そして、わが国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、我が国経済が目指すべき最重要目標であるとしています。

「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、経済再生と財政再建を一体的に取り組み、2020 年頃の名目 GDP 600 兆円経済と 2025 年度の財政健全化目標の達成を目指すことを基本認識とされています。

内閣府が公表した 10 月の月例経済報告によると、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国の EU 離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。また、令和元年台風第 19 号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としています。

このような情勢の中、国の令和 2 年度予算については、「令和 2 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和元年 7 月 31 日閣議了解）において、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から前年度当初予算までの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされています。

2 地方財政の見通し

地方財政においては、少子高齢化、人口減少、社会保障、保健医療対策による財政負担の増や高度成長期に整備してきた公共施設の老朽化対策など、多くの行政課題がありますが、こうした社会経済情勢の変化による様々な行政課題に的確

に対応し、地方自らが創意工夫し、継続的で安定した行財政運営を行うことが重要であり、活力ある地域社会の構築を実現していくことが必要です。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえた、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、総務省の令和2年度地方交付税の概算要求の概要によると、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するものとされており、地方交付税の出口ベースで見ても、令和2年度地方財政収支の概算要求時の仮試算で対前年度4.0%増の16.8兆円となっており動向に注目するところです。

3 本市の財政状況及び財政計画

歳入では、国において、普通交付税の算定方法の見直しが引き続き進められているものの、普通交付税の交付額が大幅な増となることは見込まれず、市税等の自主財源の比率が低く、地方交付税や国・県支出金等の財源に多くを依存しなくてはならない状況です。また、ふるさと納税による寄附金は増傾向にあるものの、安定的な自主財源の確保は容易ではなく、財政運営を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。

平成30年度決算の主な財政指標については、実質公債費比率や将来負担比率、基金現在高比率等は健全な状態にありますが、財政構造の弾力性の程度を示す經常収支比率は94.6%と前年度1.1ポイント増となり、依然として高い水準となっており、今後もこうした水準で推移するものと見込まれます。また、病院事業会計負担金などへの対応に、財政調整基金を350,000千円取り崩し実質収支の黒字化を確保したところです。

令和元年度の財政状況については、歳入の根幹をなす市税は、法人市民税の減が見込まれるものの、固定資産税（償却資産）の増により、ほぼ横ばいとなる見込です。また、普通交付税は合併算定替特例の縮減（90%）などの減要因がある一方、交付税措置のある起債の償還が増となったことなどにより、対前年度112,731千円の増（対前年度比1.5%増）となりました。大型建設事業で借入れた起債の償還も始まり、これらの運営や維持管理費についても負担の増加が見込まれ、また、企業会計や特別会計への繰出金の増加など、年度当初から財政調整基金をはじめ各特定目的基金の取崩を見込んで予算措置を行っており、一般財源の捻出に苦慮している状況です。

中期財政計画においても、一定の市税収入を見込んでいますが、普通交付税総額については、起債償還に伴う公債費の基準財政需要額への算入等により、増が見込まれるものの、合併算定替の特例措置の終了などにより、行政需要により算定される需要額については、減傾向を見込んでいます。

歳出では、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を会計年度任用職員の人件費増を加えた前年度並みの金額を見込み、投資的経費総額は大型建設事業が終了

することから減少するものとしています。また、各施設の維持管理費等を含む物件費の増加が見込まれ、補助費も病院改革プランによる財政負担の増が見込まれます。

こうした中、税収の確保は見込むものの、財政状況が著しく好転する見通しには至っておらず、今後も後年度にわたり収支不足が生じる見通しです。また、これに加えて、新たな事業への着手、公共施設老朽化への対応、地方創生の取り組みなど新たな財政需要等が見込まれ、その財源の確保も必要となってきます。

こうした現状の中、財政調整基金や各特定目的基金を繰り入れて収支均衡を図らざるを得ない財政状況が大型事業の償還終了まで続くものと見込んでいます。

4 予算編成の基本的な考え方

令和2年度の当初予算編成については、引き続き第2次安来市総合計画の将来像「人が集い 未来を拓くものづくりと文化のまち」の実現に向けた施策、及び安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策と安来市の創生を目的とした施策への取り組みを重点的かつ着実に推進することとし、中期財政計画を踏まえ、所要の経費を措置するものとします。

同時に、厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、一般財源の減少が見込まれるなかで、歳入に見合った歳出が予算の基本であるということを再認識し、行財政改革の徹底を図り、創意工夫を持って取り組まなければなりません。

(1) 第2次安来市総合計画の将来像実現への取り組み

第2次安来市総合計画の将来像「人が集い 未来を拓くものづくりと文化のまち」実現のための、5つの基本理念によりまち作りに取り組むこととする。

活力・・・・・・・・活動的でいきいきしているまち

快適・・・・・・・・便利で住みよいまち

らしさ・・・・・・・・地域らしさがあり、独自性のあるまち

つながり・・・・・・・・立場をこえて支えあっているまち

安心・・・・・・・・不安なく暮らせるまち

(2) 安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み

「まち」、「ひと」、「しごと」の創生による人口減少の克服と本市の創生を目的とした「安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に即した事業を着実に推進する。

《基本目標と基本的方向》

- ①若い世代の結婚・出産・子育てを”支援（てご）”する
- ②産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する
- ③住環境を向上し、市民の定住意識を高める
- ④多種多様で魅力的な”地域（じげ）”を形成する

(3) 事業の選択と重点施策への取り組み

財政運営が厳しさを増す中、多様化する市民ニーズを的確に把握し、事業の成果や優先順位を検証し、類似事業の整理統合、必要性や効果の低い事業の廃止などの見直しを図り、さらに緊急性・重要性・費用対効果・事業規模・実施時期や終期の設定等、新規事業や従来から行ってきた事業の別なく事業の選択をすること。

中期財政計画に盛り込まれている事業であっても、事業内容の目的や効果を再度検証すること。

新規事業等における政策判断は予算要求前に必ず終えておくこととし、政策判断未了のものは基本的に要求しないこと。

(4) 行財政改革の着実な推進

第4次行政改革大綱、同実施計画で位置づけた取り組みを確実に実施することで歳出の適正化、将来負担の軽減を図ること。

特に、市の保有する公共施設については、「公共施設等総合管理計画」を基本に、安来市が将来にわたって最適な公共施設の維持管理、運営を行うため、施設の統廃合、総量の見直し等を含め、所管の公共施設等のあり方について検討を行うこと。

(5) 歳入確保の取り組みと新たな財源の確保

本市の歳入の根幹をなす市税については、課税客体の的確な補足に努めるとともに、財源確保はもちろん、税の公平性の観点から収納率の向上に向け一層取り組みを強化すること。また、市有財産の有効活用を図るなど創意工夫を行い、新たな財源の創出に努めること。

また、使用料・受益者負担金等は、利用者の応分の負担によってはじめて非利用者との負担の公平性が確保されることから、受益者負担の適正化についても精査すること。

(6) 事業評価による事業の見直し

新規、継続を問わず、行財政改革の視点で事業評価を行い、見直しが必要と思われる事業については、積極的に取り組むこと。